

介護福祉士養成施設における医療的ケアの追加について（概要）

介護保険法等一部改正法により、平成27年度以降は介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を行うことが必要となったところ。

1. 教育内容・時間数

- 基本研修（講義形式・実時間で50時間以上）
- 演習 ※基本研修を修了した学生に限る。
 - ・ 喀痰吸引：口腔（5回以上）、鼻腔（5回以上）、気管カニューレ内部（5回以上）
 - ・ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう（5回以上）、経鼻経管栄養（5回以上）
 ※併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。
- 実地研修（可能な限り、実地研修又は見学を実施）※基本研修・演習修了者に限る。

2. 教員要件・教育の開始時期

(1) 教員要件

5年以上の実務経験を有する医師、保健師、助産師又は看護師であって、医療的ケア教員講習会等を修了した者

(2) 教育の開始時期

	H24.4		H25.4		H26.4		H27.4		H28.1
4年制養成施設	届出								介護福祉士国家試験
3年制養成施設			届出						
2年制養成施設					届出				
1年制養成施設							届出		
(参考)福祉系高校(3年制の例)			届出						
(参考)特例高(3年制の例)	届出								

(注1)教育カリキュラムの変更届出は、変更があった日から1ヶ月以内に地方厚生(支)局に行く必要がある。

(注2)平成24年度の届出に関しては、医療的ケアを担当する教員について、医療的ケア教員講習会修了予定として届け出て差し支えない。

(注3)必要な機械器具及び模型は、「吸引装置一式」、「経管栄養用具一式」、「処置台又はワゴン」、「吸引訓練モデル」、「経管栄養訓練モデル」、「心肺蘇生訓練用器材一式」を必要数、「人体解剖模型」を1整備する。

なお、演習室等の改修・増設等を行う場合については、あらかじめ校舎の各室の用途等の変更の申請が必要。